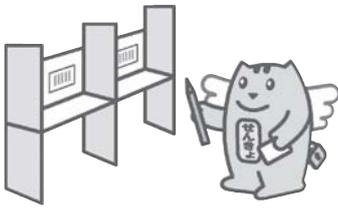


6月5日(日)は

「青森県知事選挙」の投票日です



告示日：平成23年5月19日(木)

投票日時：平成23年6月5日(日) 午前7時～午後8時

名簿縦覧：平成23年5月19日(木) 午前8時30分～午後5時

住所要件：平成23年2月18日以前に転入届出をされた方

年齢要件：平成3年6月6日以前の出生者

【期日前投票】

投票日当日、外出する予定のある方等は、期日前投票を済ませ、棄権しないようにしましょう。
次のどの場所でも投票できます。

場 所	日 時
市役所	平成23年5月20日(金)～6月4日(土) 午前8時30分～午後8時
森田公民館・柏分庁舎・ 稲垣支所・車力支所	平成23年5月20日(金)～6月3日(金) 午前8時30分～午後5時 (土・日曜日を除く)

【不在者投票】

既に出稼ぎ等で投票区の区域外に出ている方、県が指定している病院等(選挙管理委員会で確認できます)に入院中の方は不在者投票をご利用ください。

期 間：平成23年5月20日(金)～6月4日(土) ※投票用紙の請求は告示前でもできます。

不在者投票の請求受付は選挙管理委員会(市役所)になります。

【郵便等による不在者投票】

(1) 身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が、下記の表に該当する方または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方は、身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳または介護保険被保険者証及び印鑑をご持参のうえ申請くださると、自宅で投票することができます。

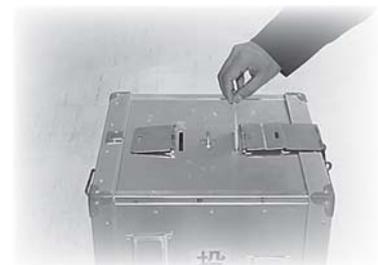
障 害 名	障害の程度			備 考	障 害 名	障害の程度				備 考	介護保険の被保険者証 要介護状態区分
	1級	2級	3級			特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症		
両下肢、体幹、 移動機能の障害	○	○	△	手帳の記載では 該当するかどう かわからないと きは、選挙管理 委員会にお問 い合わせください。	両下肢、体幹 の障害	○	○	○	△	手帳の記載で は該当するか どうかわから ないときは、 選挙管理委 員会にお問 い合わせくだ さい。	「要介護5」
心臓、じん臓、呼 吸器、ぼうこう、 直腸、小腸の障害	○	—	○		心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこ う、直腸、小腸、 肝臓の障害	○	○	○	○		
免疫、肝臓の障害	○	○	○								

(2) 上記(1)により投票ができる方で、「自ら投票の記載をすることができない者」として定められた方は、「あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届けた者(選挙権を有する者に限る)」に投票に関する記載をさせることができます。(代理記載制度)

※投票用紙の請求は、選挙の期日前4日〔6月1日(水)〕までとなります。

【投票所の変更について】

投票区	変更前	変更後
9 投票区	兼 館 公 民 館	善積集会所
1 0 投票区	立 花 集 会 所	出野里コミュニティ消防センター
2 0 投票区	若 草 館	南広森コミュニティ消防センター
2 4 投票区	森 田 保 育 所	森田高齢農業者生きがいセンター



【問い合わせ先】 つがる市選挙管理委員会 電話42-2540

農業委員会からお知らせ

●農地を農地以外に転用する場合は、許可が必要です。

農地を宅地や資材置場、砂利・土採取など一時的な場合も含めて、農地以外に利用する場合は許可申請など手続が必要です。なお、許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

無断転用をした者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に、法人は1億円以下の罰金。また、知事の原状回復命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に、法人は1億円以下の罰金となっています。

農地の転用には、法律により規制がありますので、転用する場合は、事前に農業委員会へご相談ください。

●耕作放棄農地解消について

農地に雑草等が生い茂っている場合は、周辺の農地等に悪影響を及ぼす可能性がありますので、早急に適正な管理をしてください。なお、農地の貸付や売却等を希望する場合は、農業委員又は農業委員会までご相談ください。

農業者年金受給者の現況届の提出について

農業者年金基金から5月下旬に郵送される現況届については、下記の日程で現況届の受付を行いますのでご利用ください。

■受付期間：6月1日（水）から6月30日（木）（つがる市出張所では土・日曜日でも受付しております。）

■受付場所：農業委員会（柏分庁舎内）・つがる市役所総務課・稲垣支所・車力支所・つがる市出張所（イオンモールつがる柏内）

※現況届の用紙への記入は、ボールペン等でお願います。また、住所・氏名・生年月日等は必ず記入してください。

【問い合わせ先】つがる市農業委員会事務局（柏分庁舎内）電話25-3820

市道通行止め・舗装補修工事のお知らせ ご理解とご協力をお願いします。

■通行止

市道木造屏風山線の高山交差点付近において道路改良工事を実施することから下記の期間「通行止」となります。

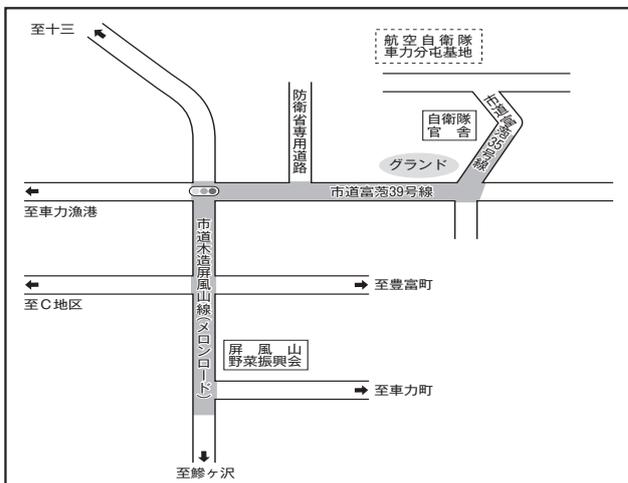
期間 平成23年5月20日～平成23年11月30日



■舗装補修工事

市道富苑35号線・富苑39号線・木造屏風山線において舗装補修工事（L=5,320m）を実施することから、下記の期間「片側交互通行」となります。工事期間中は一時的に砂利道になったり、一時停車していただく場合もあります。

期間 平成23年4月20日～平成23年11月30日



【問い合わせ先】土木課 電話42-2111（内線392・396）